

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県教育委員会は、特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く)における特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県教育委員会

公表日

令和7年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務 (特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く)
②事務の概要	秋田県特別支援教育就学奨励費に係る事務処理要領に基づき、特別支援学校の児童又は生徒の就学による保護者等への経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費を支給する事務
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・秋田県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県教育庁特別支援教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県教育庁特別支援教育課 秋田県秋田市山王三丁目1-1 018-860-5161
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	--	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者(生徒保護者)からマイナンバーの提供を受け、個人番号調書との内容の整合性を確認した上で情報照会を実施しているため。	

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	統合宛名システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう予めアクセス制限をかけていることで対応しているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I－3 個人番号の利用	秋田県知事に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規定	削除	事後	
平成31年3月29日	I－5－① 部署	教育庁特別支援教育課	秋田県教育庁特別支援教育課	事後	
平成31年3月29日	I－5－② 所属長	課長 小林 司	課長	事後	
平成31年3月29日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	018-860-4206	018-860-4091	事後	
平成31年3月29日	8 連絡先	教育庁特別支援教育課	秋田県教育庁特別支援教育課	事後	
平成31年3月29日	II－1 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II－2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和3年7月30日	I－3 個人番号の利用	・秋田県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 4の項	・秋田県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 6の項	事後	
令和3年7月30日	II－1 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	II－2 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	II－1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	II－2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II－1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II－2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月20日	I－3 個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・秋田県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 6の項	・番号法第9条第2項 ・秋田県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 8の項	事後	
令和6年9月20日	II－1 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月20日	II－2 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月19日	II－1 対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月19日	II－2 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月19日	I－3 個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	
令和7年9月19日	IV－9 監査 実施の有無	[]自己点検 []内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	